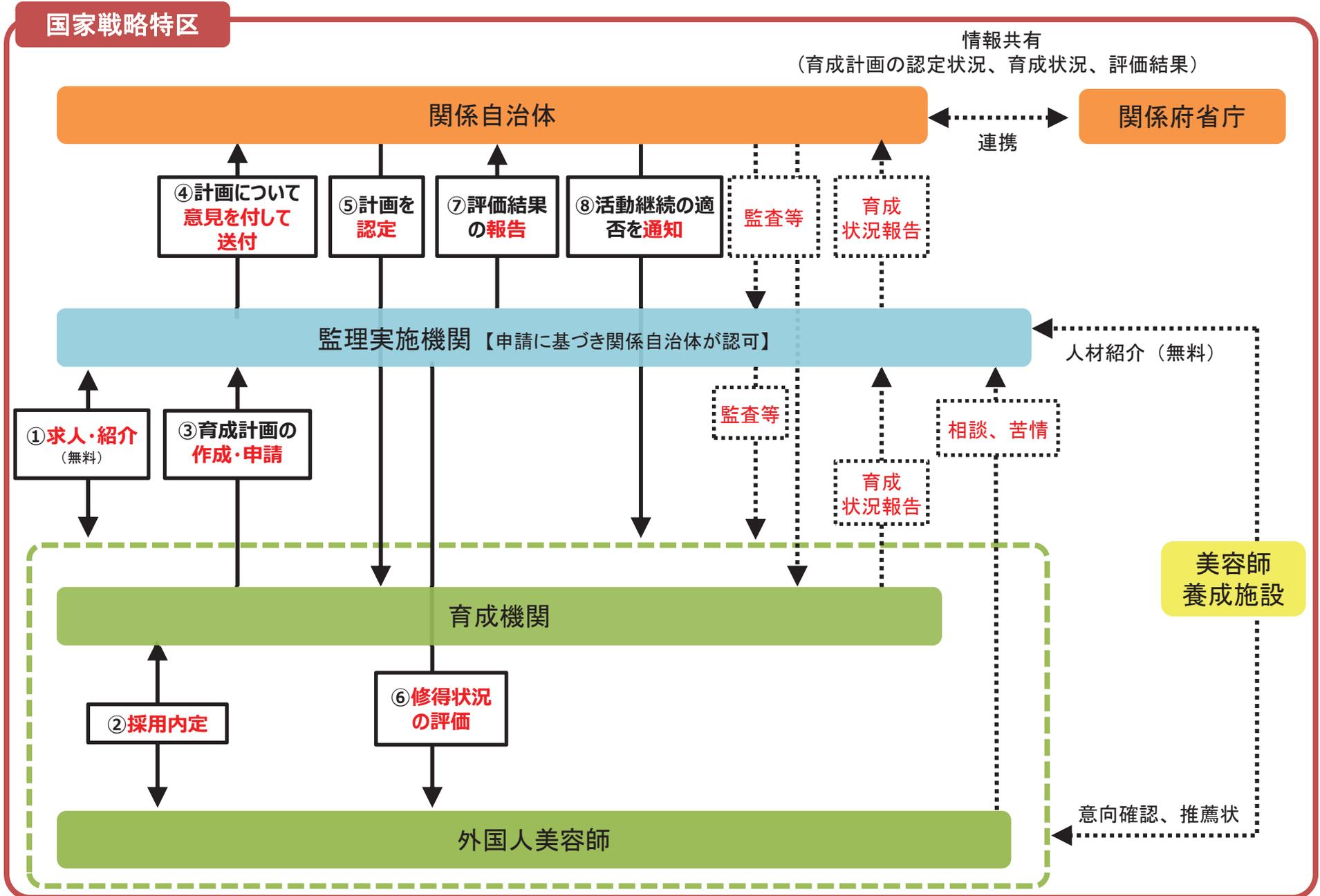


外国人美容師の育成に係る制度概要（案）



外国人美容師の育成に係る制度概要（案）

◆ 監理実施機関の要件

事務遂行体制の確保／財産的基礎／職業紹介許可の取得／非営利法人／欠格要件の非該当

◆ 育成機関の要件

適切な美容所の所有／管理美容師配置／健全で安定的な経営状況／法令順守／
欠格要件の非該当／区域計画の認定を受けた事業実施区域内／
日本人と同等額以上の報酬額での雇用

◆ 外国人美容師の要件

成績優秀かつ素行が善良で、美容師試験の受験資格を有する見込みがあること
(後日必ず美容師免許を取得)／日本語能力試験N2相当以上の日本語能力／満18歳以上／

◆ その他

① 帰国担保措置

外国人美容師が帰国旅費(帰省を除く)を支弁できないときは、育成機関が当該旅費を負担
(育成機関が支弁できないときは、監理実施機関が当該旅費を負担する)

② 雇用の継続が不可能となった場合の措置

雇用の継続が不可能となった場合、本人に責がなく、継続して本事業による在留を希望するときは、
監理実施機関が新たな育成機関を確保するよう努める

③ 育成計画について

美容所で提供される美容に関する業務であって、基本技術であるシャンプー、カット、ブロー等を必ず含むこと